

行政説明①

「民生委員・児童委員の 位置づけとその職務」

岡山市保健福祉局福祉援護課 福祉係 係長 岩本 由美

民生委員・児童委員の位置づけとその職務

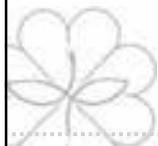


● 民生委員・児童委員とは？

- 民生委員法で定められ
全 国 に 配 置

- 児童福祉法により
児童委員も兼ねる

- 児童委員の中から主任児童委員を指名
する。



民生委員と児童委員、主任児童委員の関係図



民生委員は児童委員を兼ね（民生委員と児童委員は同一人物）、民生委員でもある児童委員の中から、主任児童委員が指名される。

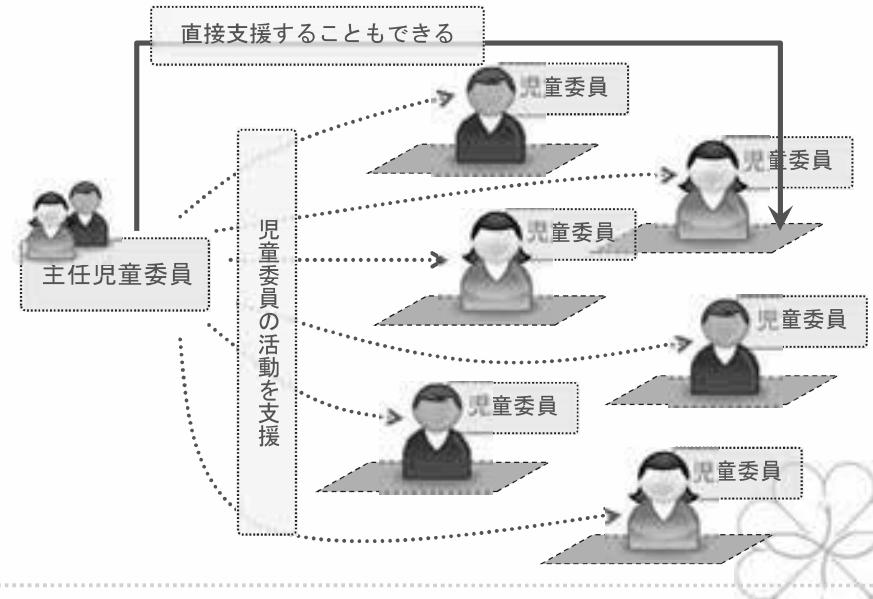
● 民生委員・児童委員と主任児童委員のちがい

- 民生委員・児童委員は担当区域をもち
高齢者・障害者・子ども…すべてに対応

- 主任児童委員は担当区域をもたず
子どもの福祉を専門に
児童委員の活動を支援する

- 子どもやその家庭を直接支援することも
できる。

民生委員・児童委員と主任児童委員の役割のちがい



● 民生委員・児童委員の身分

■ 特別職の地方公務員

地方公務員法 第3条第3項第2号に規定する
「法令により設けられた委員の職で非常勤のもの」
という特別職の地方公務員に該当すると解されている。

□ 都道府県知事（政令指定都市は市長）の指揮監督

民生委員・児童委員は、社会福祉行政の協力機関でもあり、「住民福祉の向上のため育成を図る」という観点から、適宜指導等がなされる。

「職務上、指示・命令を受ける」ということではない。

□ 委嘱は厚生労働大臣から行われる。

● 民生委員・児童委員の身分

■ 無給

民生委員法 第10条の「給与を支給しない」という規定により無給であるが、活動に必要な実費の一部は「民生委員活動費」として支給される。



● 民生委員・児童委員の身分

■ 任期

民生委員法 第10条により3年で、3年ごとに一斉改選が行われる。

- 任期は12／1からはじまり、3年後の11／30まで。
- （欠員の補充などで）任期の途中で委嘱を受けた場合、任期は次の改選までとなる。



● 民生委員・児童委員の職務

1 社会調査

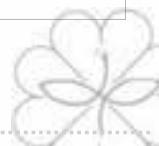
担当区域内の住民の生活状態や福祉ニーズを日常的に把握する。

2 相談・助言

地域住民が抱える様々な問題について、相手の立場に立って親身に相談に応じ、その人の能力に応じて自立した生活が送れるよう援助する。

3 情報提供

福祉制度や福祉サービスについて、内容や情報を的確に住民に提供し、適切なサービスの提供が図られるよう支援する。



● 民生委員・児童委員の職務

4 協力・支援

地域の様々な福祉事業者・団体等連携し、その活動を支援する。

5 行政機関への協力

福祉事務所やその他の関係機関の業務に協力する。



● 活動にあたっての留意点

1 守秘義務

活動にあたり知りえた秘密など個人情報は決して漏らさない。

2 差別的取り扱いの禁止

性別、人種、信条、社会的身分などにより、差別的な扱いをしない。

3 政治目的への地位利用の禁止

職務上の地位を政治的目的に利用してはならない。



● とくに守秘義務について

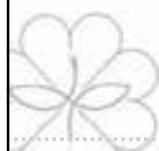
■ 個人情報保護法以前からある法律上の義務

個人情報保護法以前から民生委員法（第15条）により、民生委員・児童委員には守秘義務が課されている。

民生委員・児童委員は、活動の中で、家族構成や身体の状況、生育歴などさまざまな個人に関わる情報を知ることとなります。

(知らなければ、支援ができません。)
必要な情報は知ったうえで、口外しないということ。

その人の人格・尊厳を守るため。



● とくに守秘義務について

■ どんなところから漏れる？

家族との会話

民生委員・児童委員には守秘義務がありますが、その家族にはありません・・・

つい、喫茶店で

コーヒーを飲みながら、親しい民生委員同士の会話がついもりあがり・・・

コピー機に忘れて

コンビニのコピー機にうっかり書類を置き忘れ・・・



● とくに守秘義務について

■ 情報提供することは？

本人の了解があれば、他機関に情報提供可能。

急病や虐待、災害や詐欺など
生命・財産に関わる緊急の場合は、
本人の了解なく他機関に
情報提供することも可能です。



● 地区民生委員児童委員協議会

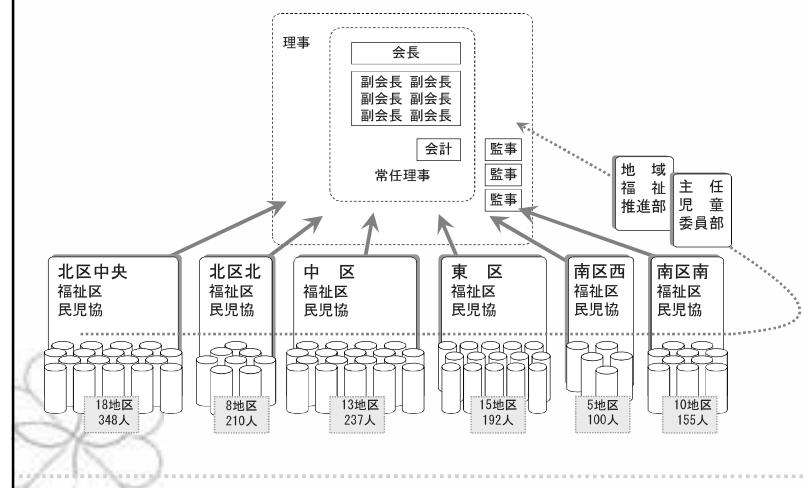
■ 役割

- ▶ 民生委員・児童委員の担当区域を決める
- ▶ 民生委員・児童委員相互あるいは関係機関との連絡調整
- ▶ 民生委員・児童委員活動に関する資料や情報の収集
- ▶ 研修等知識や技術の習得など

岡山市には69の地区民生委員
児童委員協議会があり、
互選により選ばれた会長を中心に、
定期的に定例会を開催しています。



● 岡山市民生委員児童委員協議会



民生委員・児童委員制度の歴史

- 大正 6 (1917) 年 岡山県で済世顧問制度が発足
- 大正 7 (1918) 年 大阪府で方面委員制度が発足
- 昭和11 (1936) 年 方面委員令公布
(方面委員活動の全国統一運用)
- 昭和21 (1946) 年 民生委員令公布
(方面委員を民生委員と改称)
- 昭和22 (1947) 年 児童福祉法公布
(民生委員は児童委員に)
- 昭和23 (1948) 年 民生委員法公布
- 平成 6 (1994) 年 主任児童委員制度の創設
- 平成29 (2017) 年 民生委員制度 100周年



● 地域福祉の向上のため
よろしくお願ひいたします。

